

令和7年度博士前期課程及び専門職学位課程進学予定者に

係る特に優れた業績による返還免除内定候補者申請要項

1. 概要

本制度は、博士前期課程（修士課程を含む）及び専門職学位課程（以下、併せて「博士前期課程等」という）の入学時に、貸与を受ける予定の第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の返還免除を「内定」する制度です。

返還免除内定候補者になると、博士前期課程等において貸与を受けた第一種奨学金の全額又は半額が免除されます。従来の第一種奨学金の返還免除制度は存在し、**本制度は入学時点でその内定を得ることができるというものになります。**本制度に採用されなくても従来の制度が残っておりますので、免除される機会がなくなる訳ではありません。

なお、内定されても取消がされることがありますので本要項で、必ずご確認ください。

【重要】申請前の注意事項

- ・返還免除内定制度を利用するためには、本制度への申請とは別に日本学生支援機構第一種奨学金の申請を行うことが必要です。
この制度の申請だけでは第一種奨学金の貸与を受けることはできません。
- ・返還免除内定者の選考基準と奨学生の採用基準は異なるため、返還免除内定者となっても、第一種奨学金の奨学生として採用されない場合があります。
- ・返還免除内定者が、第一種奨学金の貸与中に適格認定基準における「廃止」「停止」「警告」に該当した場合は、返還免除の内定は無効となります。
- ・返還免除内定者に採用された場合は2年生への進級時に「中間評価」があり内定者として相応しい成績を挙げているかどうか確認します。学業成績不振などにより、内定を取り消される場合があります。
- ・本学大学院の博士前期課程等に入学を予定していない場合は申請できません。
また、複数の研究科へ入学予定とした申請を行うことはできません。（申請は1人につき1つの大学・研究科へ1回のみ可能です。）
- ・本制度に内定した場合でも自動的に返還は免除されません。第一種奨学金の貸与終了年度における「特に優れた業績による返還免除」の申請が必要です。内定時には「全額免除」「半額免除」いずれになるかはわかりません。貸与終了時に「特に優れた業績による返還免除」に申請し、その業績により「全額免除」「半額免除」いずれかに決定します。申請時には、同様の業績書類を提出頂き、順位を付して日本学生支援機構に推薦いたします。
「特に優れた業績による返還免除」の申請を行わない場合は返還免除の内定は無効となります。

2. 募集枠

博士前期課程	募集あり（6～8名） 6名までは確定枠だが残り2名は追加枠のため、内定者とならない場合がある（前年度、追加枠は内定者とならなかった）。
専門職学位課程 （＝教育学研究科教育実践高度化専攻）	募集なし（今年度は本制度の募集枠はありません）

3. 対象者

令和7年度に本学博士前期課程等へ進学し、第一種奨学金の貸与を受ける予定で、以下の①～③すべてを満たす者（留学生除く。外国籍の学生の場合は「法定特別永住者」、「永住者」、「定住者」等のみが対象）。

- ① 大学学部等において修学支援新制度又は給付奨学金（旧制度）（※1）を利用していること（※2）又は住民税非課税世帯であること（※3）が本学で確認できること。

（※1）給付奨学金（旧制度：2019年度以前採用）利用者である場合は、事前に機構へ相談してください。

（※2）家計基準に基づく支援区分見直しにより、本内定制度申請時点で支援区分が「停止中」の者は対象外です。ただし、家計基準のうち、所得（支給額算定基準額）は基準内（支援区分Ⅰ～Ⅳのいずれか）であるが資産額超過で停止となっている者は対象となります。申請時は支援対象であったものの、推薦時は支援区分対象外となった場合にはお問い合わせください。

（※3）給付奨学生でない場合（過去に修学支援新制度を利用しているも、既に満期を迎えている場合や廃止等で支援を受けていない場合も含む）は、学生本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として2名）の直近の所得証明等により、全員の市区町村民税所得割額が0円である必要があります。

- ② 本制度申請時において、令和7年度博士前期課程入学者選抜に合格している者又は出願を受理（受験番号が通知）されている者。

※申請時に記入した研究科・専攻と異なる分野に進学した場合、内定が取り消される場合があります。

- ③ 入学目的と研究計画から、将来、「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動することができると認められる者。

上記①～③を満たし内定者となった場合でも、入学後6か月以内に第一種奨学生（授業料後払い制度を含む）として採用されなかったときは、内定の効力を失います。

4. 申請方法と期限

STEP 1 スカラネット への申請登録	期限：令和6年12月25日（水）まで 別紙「スカラネット入力下書き用紙」に必要事項を記入の上、申請登録をして下さい。 （入力に時間がかかると強制的にログアウトになる場合があります。） 【識別番号】 ○ユーザーID： 103002 ○パスワード： es86t78r ・スカラネット入力時、パスワードは非表示になります。 ・ユーザーIDとパスワードは、半角英数での入力となります。ログイン出来ない場合はパソコン上のWordやメモ帳で入力文字を確認し、コピーペーストにて入力ください。○（大文字のオー）、I（大文字のアイ）、l（小文字のエル）は使用していません。 ＜注意＞・スカラネット入力期限の翌日に担当係がデータをダウンロードする予定です。期限を過ぎて入力されたデータは選考対象とすることができません。 ・必ず受付番号は控えて下さい。
	STEP 2 大学への申請書類 の提出 期限：令和6年12月26日（木）17時00分までに大学窓口へ提出してください。 ＜峰キャンパス＞ 学生支援課学生支援係（学務棟（ミニストップ併設の建物）2階①番窓口） ＜陽東キャンパス＞ 陽東学務課学生係（学生プラザ（図書館併設の建物）1階）

	<窓口営業時間> 平日のみ 8 時 30 分～17 時 00 分
申請書類は郵送でも受付けます。 <u>配達記録が残る形で送付ください。</u>	<郵送期日> 令和6年12月26日（木）※消印有効 <郵送宛先> 〒321-8505 宇都宮市峰町 350 宇都宮大学 学生支援課 学生支援係 ※ <u>博士前期課程返還免除内定候補者申請書 在中</u> と封筒に朱書きしてください。

5. 申請書類について

番号	提出書類	対象者	該当に✓	注意事項等
1	申請書	全員	✓	別紙「宇都宮大学博士課程進学予定者に係る特に優れた業績による返還免除内定候補者申請書」を使用して下さい。
2	大学院合格通知の写し	全員	✓	※これから受験予定の者は別途連絡ください
3	現在在学している大学の成績証明書	宇都宮大学以外の出身者 (宇都宮大学出身者は不要)		申請時に発行できる最新の成績証明書 ※2024 年度前期までの成績が反映されたもの。 ※既卒者は「現在在学している」を「最後に卒業（修了）した」に読み替えて下さい。
※ 4		JASSO の給付奨学金を受給している者		「スカラネット「B-2. (8)」に奨学生番号を入力し、エラーメッセージが出なければ該当欄に✓して下さい。
5	支援区分（第Ⅰ～Ⅳ区分）が記載された『授業料減免認定通知書』のコピー	上記 4 に該当しないが、高等教育の修学支援新制度の授業料減免を受けている者		左記の書類を所持していない場合は、現在在籍している学校に依頼して下さい。
6	下記の「父母の状況」（A～J）で該当するものに✓し、8～10に回答	上記 4 と 5 のどちらにも該当しない者		【注意点】 申請者と生計維持者の市区町村民税所得割が 非課税 でない場合は申請できません。

※ 4～6 はいずれか 1 つに✓

次頁「7 父母の状況」を回答し、「証明書（課税証明書）」の提出対象者を確認してください。

7 父母の状況 ※回答対象者：番号4～6の赤枠該当者		該当に ✓	「証明書（課税証明書）」提出対象者 （下欄の8の①～④）
A	父母ともにいる（職や収入の有無、同居/別居は問わない）		①、②、③ ※無職無収入でも全員必須
B	父母が離婚調停中で、父（母）は母（父）と別居し、あなたへの支援はない		①、あなたと生計をともにする親 （②又は③）
C	父母は離婚し、あなたと生計を共にする親は再婚（以下、事実婚を含む）していない		①、あなたと生計をともにする親 （②又は③）
D	父母は離婚し、あなたと生計を共にする親は再婚している		①、②、③（②③は親とその再婚相手とする）
E	父又は母と死別し、存命の親は再婚していない		①、あなたと生計をともにする親 （②又は③）
F	父又は母と死別し、存命の親は再婚している		①、②、③ （②③は親とその再婚相手とする）
G	父又は母は意識不明（精神疾患を含む）により意思疎通ができない		①、意思疎通ができる親 （②又は③）
H	生別（以下、意識不明も含む）又は死別により父母ともにおらず、代わってあなたを支援する人がいる。		①と④（具体的な続柄を記入）
I	生別又は死別により父母ともにおらず、あなたは他の親戚等の支援を受けていない		①のみ
J	あなたは結婚していて、配偶者を自身の扶養に入れている		①のみ

番号8～10へ続きます↓

番号8～10 ※回答対象者：番号7の該当者		該当に ✓	提出書類
8	上表の対象者全員について市区町民税所得割が非課税である		あなたと生計維持者の『所得証明書』（若しくは『課税証明書』） ※以下の全てに該当する書類のみ有効 ・スカラネット入力日から3か月以内に日本の市区町村役場で発行されたもの ・令和6年度（令和5年1月～令和5年12月分）所得に係る「市区町民税の所得割額」が「0円」と記載されたもの 注：海外移住のため日本の『所得証明書』が発行できない場合は担当者までご相談ください。
	① 申請者（あなた自身）		
	② 父（又は母の再婚相手）		
	③ 母（又は父の再婚相手）		
	④ 父母に代わる主な生計維持者（あなたとの続柄）		
9	父母の状況が上表のC.E.H.Iのいずれかである		『戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）』
10	父母の状況が上表のB.G.H.Iのいずれかである		父母の状況が分かる書類のコピー （弁護士・病院・公的機関等による証明等）

6. 返還免除内定者の発表等について

推薦候補者は学内で選考し、日本学生支援機構へ推薦します。推薦候補者には3月下旬に進学確認メールを送信します。本学への進学を辞退する者がいた場合、次席者を繰上推薦します。その後、機構が来年7月上旬ごろ最終審査を行い、返還免除内定者を決定します。大学から返還免除内定者への結果通知は来年7月中旬以降となり、教務ポータルでの発表を予定しております。申請書に記入した「スカラネット受付番号」は進学届提出時や在学採用をする際に必要となりますので、結果の発表まで保管してください。

※返還免除内定候補者になっても推薦順位が7～8番目の者については、昨年度は採用されませんでした。

（2. 募集枠の説明の通り）

※個々人の認定結果についての照会には応じられません。